

# 令和6年度火力発電所の立入検査結果について

中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署

## 1. 立入検査の目的

中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署管内の火力発電所に対して、電気事業法（以下「法」という。）第107条に基づき、法の目的である公共の安全を確保するため、以下の項目等について、自主保安体制の実態を把握するとともに、事故の未然防止等の目的として毎年立入検査を実施しています。

- ①事業用電気工作物の法第39条第1項の経済産業省令で定める技術基準への適合状況
- ②法第42条第1項に規定する保安規程の遵守状況等
- ③法第43条第1項及び第2項に規定する主任技術者の選任状況並びに事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務状況
- ④公害関係適合状況

## 2. 立入検査の対象設備

管内の火力発電所（令和5年度末までに運転を開始したもの）を対象に実施しました。

		立入検査実施	発電所数
事業用		1	
自家用	汽力	1	
	ガスタービン	0	
	内燃力	0	
計		2	

## 3. 立入検査の内容

- (1) 手続きの状況
- (2) 保安規程の遵守状況
  - ① 保安管理体制
  - ② 保安教育
  - ③ 電気工作物の巡視、点検及び検査
  - ④ 電気工作物の運転、操作
  - ⑤ 事故及び異常時の措置
  - ⑥ 記録
- (3) 事故の発生状況
- (4) 事故分析と事故防止対策の状況

(5) 公害防止の状況

- ① 排出基準の適合状況（硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん）
- ② 測定の J I S 適合状況
- ③ 記録整理及び保管状況
- ④ 騒音・振動規制基準等の適合状況

(6) 発電設備の技術基準の適合状況

4. 立入検査の結果

検査の結果、示達事項はありませんでした。

5. まとめ

- ・ 立入検査の結果、当該電気工作物について、技術基準に抵触するような事例は認められませんでした。
- ・ 一方で、サイバーセキュリティに係る対応が十分とはいえないため、必要性について検討を行うことや、年次点検の結果、不具合のあった事項について改修済みとの説明があったが記録が明確でないものが見受けられました。（※いずれも口頭指導）
- ・ ボイラー・タービン主任技術者及び電気主任技術者におかれましては、今一度、事故の未然防止及び更なる保安力向上の観点から、保安規程・社内手順書等の内容を再確認し、必要な見直しを行っていただくとともに、工事・維持及び運用に関わる者に対し、定期的な教育・訓練を計画的に実施することで、保全管理に万全を期すよう努めていただきたいと思います。